

令和7年度第3回川崎市中央卸売市場開設運営協議会 会議録

1 開催日時 令和7年8月7日(木) 午前10時00分から午前11時20分まで

2 開催場所 川崎市中央卸売市場北部市場管理事務所棟2階 大会議室

3 出席者

(委員)

渡辺 達朗(専修大学商学部 教授)

池田 真志(拓殖大学商学部 教授)

折笠 俊輔(公益財団法人流通経済研究所 事業・研究統括 常務理事 主席研究員)【途中参席】

赤石 英俊(東一川崎中央青果株式会社 常務取締役)

保坂 朋宏(川崎市北部市場水産仲卸協同組合 理事長)

名古屋 学(川崎市中央卸売北部市場商業協同組合 副理事長)

中山 敏夫(セレサ川崎農業協同組合代表理事 常務理事)

橋本 明美(川崎市地域女性連絡協議会 副会長)

白井 則至(川崎市全町内会連合会 理事)

緒方 裕治(川崎商工会議所 議員)【欠席】

納富 尚義(神奈川県環境農政局農水産部農政課長)【欠席】

(幹事)

松川 哲司(川崎市経済労働局担当理事・中央卸売市場北部市場長)

(書記)

相澤 俊介(川崎市経済労働局中央卸売市場北部市場担当課長〔北部市場調整〕)

山根 崇友紀(川崎市経済労働局中央卸売市場北部市場管理課長)

齊藤 憲悟(川崎市経済労働局中央卸売市場北部市場業務課長)

4 議事

(1) 川崎市卸売市場経営プランの総括と次期プランの基本的な考え方について

5 その他

報道関係者 0名

傍聴人 0名

公開有無 公開

6 審議結果（要約）

司会：山根書記

【開会】

（午前10時00分）

資料確認、初参加委員紹介、会議成立（委員総数11名中8名出席、1名途中参席）

会議公開（傍聴及び会議録による）、会議録作成方式（要約による）を確認

松川幹事による挨拶

【会長及び副会長の紹介】

会長挨拶

【議事】

渡辺会長 「(1) 川崎市卸売市場経営プランの総括と次期プランの基本的な考え方について」、市から説明を。

相澤書記 （資料1を説明）

なお、北部市場の機能更新の現在の状況であるが、5月末の事業者の決定を経て、現在基本協定の締結に向けて手続きを進めている。基本協定締結後は12月の市議会の承認を得て、契約の締結を目指すところである。

渡辺会長 資料の全体の構成として、まず現行の経営プランの総括が最初にあり、現在のプランにこういう問題があるから次期経営プランではこう変えていきたいという修正の方向性を示している。その次のページ以降は次期プランの基本的な考え方ということで、南北市場の現状と課題を踏まえたうえで、今後の方向性が書かれている。北部市場としてはこのような課題の抑え方、方向性の取り方でよいのかということが、議論の焦点になるものかと思われる。最後に南北市場の会計状況を踏まえたうえで、機能更新をどのように進めていくかということが記載されている。今後のスケジュールとしては、8月下旬にはこの基本的な考え方が公表され、11月には案として次期経営プランそのものが公表されるとのことである。

それでは、本資料と、先ほどの市の説明に対して、御意見、御質問はあるか。

名古屋委員 南部市場の収支について、資料では構造的に本市の収入がないと簡単に記載されているが、もう少し詳しく説明してもらいたい。

相澤書記 現在南部市場では指定管理者制度を導入しており、運営を民間に委ねている。それにかかる経費は市場の使用料収入で賄うものとしているが、大規模修繕については指定管理者の負担する費用として整理されておらず、市が負担している。つまり、南部市場は施設の老朽化が著しく、その対応で大規模修繕が発生しているが、その

費用について市としては収入がない状況である。指定管理制度を導入した当時の南部市場は売上高も低迷していたこともあり、使用料は指定管理者が全額収入するものとしていたが、現在では状況が大きく変わって指定管理者が多くの使用料収入を得ていることから、次回の指定管理期間からの是正を検討している。

名古屋委員 今の話を南部市場の場内事業者が聞けば、自分たちは使用料を支払っているのに市に収入がないとはどういうことか、それは市が招いた結果だと思わないだろうか。また、これほど南部市場の話が出るのに、本日の会議に南部市場の関係者が出席していないのは問題ではないのか。

松川幹事 まず南部市場の関係者ということでお答えすると、南部市場でも同様の会議を開催しており、そちらの方で意見をお聞きしている。また、その前に御指摘のあった、現在の南部市場の状況は市が招いた事態だという点については反省して、今後の事業を進めていきたい。

当時の状況を鑑みると、南北両市場で取扱数量、金額ともに平成10年ごろから右肩下がりとなっていて、市場の運営も使用料だけでは不足して税金による補てんが続いており、少しでも税金の補てんを減らす方策として、南部市場は北部市場と比べて規模や取扱高が小さかったこともあり、民間に任せてもうまく運営していけるのではないかということとなった。一方で、そのときに市としての収入も手放すこととなったが、負担のうち運営費は民間事業者に任せることになったものの、施設整備にかかる費用負担は手放すことができず、市の収入を充てることとなった。現在、南部市場の建物をこれからどうしていこうかという議論をしていく中で、市の収入が全くない状態を継続してもうまく回せることができるということにはならないので、収入の考え方を切り替えていこうと検討している。現在はその検討の最中であるが、南部市場では量販店に対する卸売業者の売上増などが寄与して、施設使用料だけでなく売上高使用料が大きく増えており、市は収入がない中で施設整備費用を支出しているアンバランス状態を解消するためにはその一部を市の収入とした方がよいのではないかと考えているので、指定管理者の余剰金を納付金というかたちで市に収入するという方法で調整を進めているところである。今後南部市場をどのように運営していくのか整理して、建て替えとなった場合に収支がどうなるのかについては単年度ごとの収支も細かくお示しし、市としての問題意識として今回の基本的な考え方の中に提示させていただいた。

渡辺会長 川崎市の卸売市場の制度はやや分かりにくく、元々南北両市場とも中央卸売市場として開設運営協議会で管理していたものから、南部市場が地方卸売市場となった際に南部市場運営審議会ができて、会議が2つになった。それぞれの会議が自分の市場の運営について議論すればよいのか、開設運営協議会が両市場の運営について議論すればよいのか、あいまいな部分がある。基本的には開設運営協議会では北部市場のことについて議論しつつ、南部市場と北部市場一体で相乗効果が出るようなあり方を目指すようなことを考えられればよいかと思う。そういう意味もあって、次

期経営プランの基本的な考え方においては、南北両市場の現状と今後の方向が書かれているということであろう。

松川幹事 今回の協議会で南部市場のことを話す、あるいは先日の南部市場運営審議会で北部市場のことを話したという、それぞれの市場で相手の市場のことを議題に挙げているのは、両市場で事業を営んでいる事業者もあるし、両市場間での取引もあるなど、相互に密接に関係していると考えているからである。お互いの市場がどういう状況であるかを踏まえてそれぞれの市場のことを検討するため、両市場共通の課題を提示している。

名古屋委員 承知した。

渡辺会長 私は南部市場に最初に指定管理制度を導入した際の審査にも関わったが、その時は雰囲気非常に暗かった。まず、引き受け手が本当にいるのかというところからの話で、黒字などとても見込めないような状態での議論であった。その状況が大きく変わって、使用料収入が増加していく中で、前回の指定管理期間の更新の際に手を打たなかったということは、先ほど松川幹事が言われたように市の反省すべき点であるかと思う。そのような経緯も踏まえて、南北両市場の課題がこの基本的な考え方の中に書かれているということである。
他に御意見などはあるか。

池田副会長 資料の総括の部分で、取扱数量をこれから増やしていくとあるが、これは卸売業者の取扱数量のことを指しているのか。

相澤書記 そのとおりである。

池田副会長 卸売市場法の改正により直荷引きが解禁された中で、仲卸業者が卸売業者を介さずに独自の取引を増やしていく可能性もあるのではないかと。卸売業者と仲卸業者の取扱量両方を計上すると二重計上になるという問題もあるかとは思いますが、卸売業者を通さない仲卸業者独自の取扱数量は計上しないのか、あるいは、そこはもう考えない取扱数量とするのか、市としてはどのように考えているのか教えてもらいたい。

相澤書記 池田副会長が言われたように、これまでは卸売業者から仲卸業者を通して小売店という流れであったが、法改正により取引の自由化ということで、卸売業者を介さずに仲卸業者が直接産地から買い付けて小売業者に売ることができるようになった。その自由になった取引の部分の数字をどこまで追うかということだと思うが、市としてもどうかたちが一番良いのかということは考えなければいけないところである。卸売業者の取扱量は全国的な指標でもあるので、メインの指標として大事なところではあるが、サブ指標などとして仲卸業者の経営状態などの動きを追えるようなものを次期プランの中では考えていきたい。

池田副会長 私も川崎市の仲卸業者による直荷引きがどの程度あるのかということとは分からないので何とも言えないところではあるが、今言われたように他の市場でも卸売業者の取扱数量で公表しているということもあり、もちろんその数字は用いる一方で、これからの卸売市場を見たときに仲卸業者の市場を使つての多様な取引が拡大していくことが考えられ、サブ指標なり何らかのかたちで把握できると、卸売市場の中で取引されている実態の量が見えてくるかと思う。

松川幹事 今回、次期経営プランを作る中でポイントがいくつかあるが、そのうちの一つとして、例えば現行のプランのタイトルを他の自治体の市場のものとしても内容があまり変わらないだろうという点が課題である。

市場は産地側と消費地側という特色で大きく二分されるが、消費地側の市場はどこも同じような取引構造、同じような課題を抱えている一方で、独自性を出して運営しているところも確かにある。川崎市としても特色、特長を打ち出して、目指すべき市場の姿を出していった方がよいと考えている。その中で、具体的な目標を立てるとなったときに、全国どこの市場でも取扱数量と金額を大事にしていて、それに応じて市場の規模が決まるということも当然あるが、それ以外に例えば、川崎は市場があるからこういう暮らしができる、市場があるからこういうものが食べられる、といったような、「市場があるまち川崎では」のようなことをできるだけ話れるように提示したい。市場はあっても産品が通過するだけで地域や市民に物が行き届かない、単なる通過点だということとなると、それはそれで市場がある理由を説明しづらい。地域の飲食店で他の市場からの直送と書かれるより、北部市場直送と書かれる方が当然良いわけで、どういう目標、どのような指標を立てればその状態に近づけられるか、ということとはきちんと考えた方がよいと思っている。数値の話で言うと、仲卸業者が純粋に取り扱っている量を把握することがよいことなのか、それとも卸売業者と仲卸業者の取扱量の合計のうち地域に回っている量がどれくらいなのかを把握した方がよいのか、そこについて目標と連動させた数値指標を立てるといことは市でしっかり考えていく。場内事業者の方々とは、それならできそうとかそういう目標を立てるのは良いことだとか、それを協議していくことが計画を立てるとい作業だと捉えているので、色々な議論をしていきたいと思うし、市民の方からの視点では、例えばあまり市場に来ることがないと言うのであればなぜ市場に来ないのかということなども含めて、多方面から検討していきたい。

白井委員 いま言われたことはおっしゃるとおりだが、観光という点について北部市場と南部市場では性格が違ふと思う。危機管理担当の部署と話すことがあるが、災害時の物資の集積拠点は北部市場だと聞いている。観光客が来る市場には物資の集積地など設けられないと思うし、このスペースがあるからこそ災害時の拠点となり、各避難所へ物資を届けることができるのではないか。観光は観光で大事かもしれないが、災害時の物資集積拠点としての役割も必要である。

相澤書記 御指摘のとおり、災害発生時に国からの支援物資を北部市場が受け止めることは、社会的機能として重要だと捉えている。また、食料品の流通の核である市場として、災害が起きた際も食料品を早くまちの小売店に流していく機能も求められていて、そういったかたちで市場が災害時も市民の皆様に貢献できる。その一方で、観光という面では、北部市場はこれだけ広い土地を抱えているので、災害時の対応や市場機能に支障のない範囲で地域に還元し、地域の価値を高めていきたいという意識で考えているので、御理解いただきたい。

渡辺会長 平常時と災害時の機能を使い分けることだと思う。観光というと、外から人を呼び寄せるイメージがあるが、あくまでも市民にとっての賑わい施設ということが第一にあって、そのために機能更新で賑わい施設を造ることにつながるのだろう。

赤石委員 市場の使い方が多様化していく中で、市場使用料やその徴収の仕方を見直していく必要があるのではないかと考えているが、市としてはどのような見解か。

相澤書記 現在の使用料は、毎月の売上高に応じた市場使用料と、貸している面積に応じた施設使用料があるが、赤石委員が御指摘のように色々な売り方が増えてきている中で、売上高使用料がかかるものとかからないものがある制度の曖昧さについては市としても認識している。最近の卸売市場のトレンドとして、売上高使用料をやめて施設使用料に一本化するという考え方もあるが、売上げの少ないところに負荷がかかってしまうという欠点もある。一方で、施設を物流の中継拠点として使っている事業者で、売上げは計上しないが物は流れているケースもあり、使い方の実態に合わせて、例えばそういうところには施設使用料を高め設定するとか、今後場内事業者と話し合いをしながら、バランスを取った調整をしていきたい。

赤石委員 もう一点、今後のスケジュールについて、11月の経営プランの案の公表というところの前までに何回かディスカッションが必要になるかと思う。目標の項目出しのドラフトができるのがいつ頃で、それに基づく会議がいつになるのか、スケジュール感を教えてもらいたい。

相澤書記 本日の協議会と、今後の議会で、次期経営プランの基本的な考え方はこれでいいと御確認いただければ、場内事業者の皆様と会議を持ちたいと考えている。検討の仕方については、各部門から意見をいただきながら、目標の項目や指標の内容について、新しいものの追加も含めて整理し、議論していきたい。

赤石委員 そのタイミングは11月以降となるか、それともそれより前か。

相澤書記 8月に議会提出を控えているが、できるだけ早くと考えている。早ければ早いほど良いし、可能な限り回数を重ねたい。

- 松川幹事 私としては場内事業者との並行した協議は必要だと思っていて、おおむね出来上がっている部分については8月中にでも協議を進めていきたい。
- また、先ほどの使用料のお話については、現状ではまだ決まっていないし、具体的な議論も始まっていない。建て替えを行うときの使用料の議論については、ある程度の期間で収支が均衡するように設定する必要があって、その中で使用料の金額が決定されるものと考えている。市としては毎年の収入額にぶれがない方がよいわけで、そうすると毎年変動の可能性が大きい売上高使用料よりも施設使用料の方が計算としては成り立ちやすい。その場合の課題としては二つあり、一つは先ほど相澤が御説明したように、現在施設使用料のみ払っている事業者は使用料の金額が上昇することになり、苦しいところほど負担が大きくなる可能性があること。もう一つは、全ての施設が埋まることを前提に施設使用料を試算した場合に、それが埋まらなかった場合の差額はどのようにするのかということ。それは別の収入で補てんすることになるのかとか、あるいは現在より柔軟な貸し方ができるのかとか、その辺りの理屈を速やかに整理しなければならないという認識である。
- 赤石委員 状況は承知した。基本的には応益負担であるものと思うので、施設の運営責任の観点から考えてもらいたい。
- 渡辺会長 北部市場については今から議論を始めなければいけない部分はそれほど多くないが、南部市場ではこれから今後どうするか議論が必要となっていく。
- 一つ私からも質問がある。資料の「2 卸売市場を取り巻く環境の変化」のところでは経済的な環境の変化について書かれているが、当然この裏には自然環境の変化や社会環境の変化があって、それを踏まえての卸売市場の経済環境の変化であると思う。卸売市場経営プランの上位計画にはそういったものが書かれているのではないかと思うし、自然環境や社会環境の変化がこの前提にあるはずだが、資料のこの部分の記載で経済環境の変化に限定していることについてはどういう考えに基づくものか。
- 相澤書記 前提となる変化の問題については会長のおっしゃるとおりで、上位計画である総合計画では川崎市の課題として、自然環境や社会環境の変化に基づくものが挙げられているものと思うが、我々としては卸売市場の立場に着目してこの資料にあるような環境の変化を上げさせていただいた。今会長が指摘されたような環境変化についても、経営プランの案の段階では追記するなどの検討をしたい。
- 松川幹事 今回更新が予定されている市の総合計画では、大枠を決めて細かい部分は卸売市場経営プランのような分野別計画に委ねるといった考え方になると聞いている。各分野別計画は、総合計画の大きな部分のエッセンスを受けながらも、個別に決めていくことになる。その大きな部分では、先ほど言われた社会環境の変化、例えば災害対応だったりGX・DXといったデジタル化の推進だったり、あるいは環境変化として気候変動に対応するため施設への太陽光発電パネルの設置だったりという内容

が書かれることになる。総合計画の策定作業と分野別計画の策定作業は同時並行で進むので、総合計画の策定をにらみながら卸売市場経営プランを作っている。経営プランの目標のゴールをどこに定めるかということについては、関係の皆様と考えていかなければならないと思っている。例えば、コールドチェーンへの対応というような目標は多くの市場で書かれるが、川崎市の市場ではそれは何をどこまで求めて、どこまでできればできたということにするのか、といったようなことがそれぞれの目標に対してある。ゴールとして考えているところが合っているのかどうかという点はとても大事で、それが合っていないと「できている」ではなく「やっている」結果になってしまい、ゴールにたどり着いているかどうか分からなくなる。その辺りについては関係の皆様とかなり密に調整していきたいので、御協力をお願いする。

渡辺会長 他に何か御意見、御質問はあるか。

(各委員、発言なし)

渡辺会長 ないようであれば、議事（１）はこれで終了とする。
最後に、全体を通じて御意見、御質問などはあるか。

(各委員、発言なし)

渡辺会長 それでは、本日の議事を終了する。ここで進行を市にお返しする。

【閉会】

山根書記により閉会を宣言（午前11時20分）